

第 4 3 号議案

足立区長等の給料及び退職手当の特例に関する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区長等の給料及び退職手当の特例に関する条例

(区長等の給料月額)

第 1 条 足立区長等の給料等に関する条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 3 号。以下「給料条例」という。）第 2 条の規定にかかわらず、区長の給料の月額は、給料条例別表第 1 に掲げる区長の給料月額からその 1 0 0 分の 5 0 に相当する額を減じて得た額とし、足立区副区長の担任事項及び区長の職務代理の順序に関する規則（平成 2 9 年足立区規則第 1 8 号。以下「規則」という。）第 2 条第 1 項の表に掲げる第二副区長である副区長の給料の月額は、給料条例別表第 1 に掲げる副区長の給料月額からその 1 0 0 分の 3 0 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、給料条例第 4 条及び足立区長等の退職手当に関する条例（昭和 3 4 年足立区条例第 4 号。以下「手当条例」という。）第 3 条の規定の適用については、この限りでない。

(端数計算)

第 2 条 前条により得た給料月額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(第一副区長及び教育長の退職手当)

第 3 条 手当条例の規定にかかわらず、この条例の公布の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までにおいて、規則第 2 条第 1 項の表に掲げる第一副区長である副区長が退職した場合における退職手当の額は、手当条例の規定に基づき算出された副区長の退職手当の額から次の表の 1 の項の左欄に掲げる額を減じて得た額とし、教育委員会教育長（以下「教育

長」という。)が退職した場合における退職手当の額は、手当条例の規定に基づき算出された教育長の退職手当の額から次の表の2の項の左欄に掲げる額を減じて得た額とする。

1 給料条例別表第1に掲げる副区長の給料月額から右欄に掲げる額を減じて得た額に3を乗じて得た額	給料条例別表第1に掲げる副区長の給料月額からその100分の30に相当する額を減じて得た額(その額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
2 給料条例別表第1に掲げる教育長の給料月額から右欄に掲げる額を減じて得た額に3を乗じて得た額	給料条例別表第1に掲げる教育長の給料月額からその100分の50に相当する額を減じて得た額(その額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

(失効)

- 2 第1条及び第2条の規定は、令和3年6月30日限り、その効力を失う。

(提案理由)

区長及び副区長の給料月額並びに副区長及び教育長の退職手当を減額する必要があるので、この条例案を提出いたします。